



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年12月25日(火)

問い合わせ先：桜木公民館

館長：黒須雄児

担当：吉田

電話：643-5652

九条俳句不掲載損害賠償等請求事件について

さいたま市が上告及び上告受理申立てをしておりました標記事件につきまして、平成30年12月20日に最高裁判所の決定がされましたので、報告いたします。

これにより、平成30年5月18日に東京高等裁判所より言い渡された判決が確定いたしましたことを、併せて報告いたします。

1 九条俳句不掲載損害賠償等請求事件概要

三橋公民館が発行する公民館だよりに原告作成の俳句を掲載しないとしたり、表現の自由の侵害等であるとして、さいたま市を被告として200万円の損害賠償等を求める訴訟を提起したものの。

平成30年5月に言い渡された東京高等裁判所の判決に対し、上告及び上告受理の申立てをしたもの。

2 最高裁判所の決定

- (1) 上告を棄却する。
- (2) 上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申し立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

3 東京高等裁判所判決

- (1) 第1審被告は、第1審原告に対し、5000円及びこれに対する平成26年7月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 第1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 第1審原告の本件控訴を棄却する。
- (4) 第1審原告の当審における追加請求を棄却する。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを400分し、その399を第1審原告の負担とし、その余を第1審被告の負担とする。